

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

宮本交企第218号  
平成30年2月28日  
宮城県警察本部長

自動車安全運転センター連名表彰要綱の一部改正について（通達）

自動車安全運転センターとの連名表彰については、「自動車安全運転センター連名表彰要綱の制定について（通達）」（平成17年5月13日付け宮本交企第205号ほか）で運用してきたところであるが、自動車安全運転センターの表彰授与基準が見直されたことに伴い、別添のとおり自動車安全運転センター連名表彰要綱の一部を改正したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

## 自動車安全運転センター連名表彰要綱

### 1 趣旨

この要綱は、宮城県警察本部長（以下「本部長」という。）が自動車安全運転センター理事長（以下「理事長」という。）と、交通部長が自動車安全運転センター宮城県事務所長（以下「事務所長」という。）と、警察署長が事務所長とそれぞれ連名して行う表彰（以下「表彰」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 表彰の目的

自動車安全運転センター（以下「センター」という。）が自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）に基づいて発行する運転記録証明書（以下「運転記録証明書」という。）及び運転記録証明書に基づきセンターが作成している分析資料は、多くの従業員を有する事務所において、従業員に対する交通安全教育等の交通安全対策を組織的かつ計画的に推進する上で高い効果を発揮しているところ、これを活用して交通事故及び交通違反の防止に効果を挙げている事業所を表彰することにより、交通安全対策の一層の推進を促し、もって交通事故の防止に資することを目的とする。

### 3 表彰の対象

表彰の対象は、業種を問わず、運転記録証明書を活用して従業員の安全運転管理を行っている事業所で、運転記録証明書の申請件数が全従業員の80%以上で、かつ、20件以上のものとする。

### 4 表彰の種別

表彰の種別は、次のとおりとする。

#### (1) プラチナ賞及び金賞

本部長と理事長の連名表彰

#### (2) 銀賞

交通部長と事務所長の連名表彰

#### (3) 銅賞

警察署長と事務所長の連名表彰

### 5 表彰の内容及び基準

表彰の内容及び基準は、表彰の内容及び基準（別表第1）のとおりとする。

### 6 評価基準日及び表彰時期

各賞に関する評価基準日及び表彰時期は、評価基準日及び表彰時期（別表第2）のとおりとする。

### 7 表彰の上申

(1) 交通部長及び警察署長は、各賞に該当した事業所について、センターから交通安全診断表及び表彰区分に関する通報及び説明を受け、表彰の適否に関する意見の照会があった場合には、当該事業所の表彰の適否を判断し、センターに回答するものとする。

(2) 本部長は、センターから表彰の上申があった際には、前記(1)の回答を踏まえ、再度表彰の適否を判断した上で、センターに対し通知するものとする。

## 8 留意事項

表彰の授与に当たっては、当該表彰を授与される事業所のみならず地域社会に波及する効果を得られる方法によること。

別表第1

表彰の内容及び基準

年数	表彰種別 及び 点数	連名		基準
		警察本部	センター	
1 年 間	金賞  7点	本部長	理事長	1 交通違反件数 全対象者数の2%以下 2 人身事故件数 重傷以上の事故がなく、軽傷事故が全対象者の0.5%以下
	銀賞  5点	交通部長	事務所長	1 交通違反件数 全対象者数の4%以下 2 人身事故件数 重傷以上の事故がなく、軽傷事故が全対象者の0.6%以下
	銅賞  3点	警察署長	事務所長	1 交通違反件数 全対象者数の5.5%以下 2 人身事故件数 重傷以上の事故がなく、軽傷事故が全対象者の1%以下
3 年 間	プラチナ賞	本部長	理事長	「交通安全診断表」等を活用した安全運転管理を3年以上継続し、かつ、1年間の表彰種別の受賞による直近3年分（受賞予定の当該年分を含む。）の点数の合計が15点以上になる場合

注1 点数制度に基づく違反点数が12点以上の違反がある場合は除く。

2 プラチナ賞の受賞事業所は、その年の金賞、銀賞及び銅賞の表彰対象から除き、受賞1年後から新たに点数を付する。

別表第2

評価基準日及び表彰時期

区 分	「分析結果」の基準日（調査日）	表彰時期
第1期表彰	1月1日から4月30日までの日である場合	当該年の6月
第2期表彰	5月1日から8月31日までの日である場合	当該年の10月
第3期表彰	9月1日から12月31日までの日である場合	翌年の2月